

議案第 1 2 7 号

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
について

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の  
とおり制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく一般職の任期付職員の給与改定に伴う改正

## 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛驒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「**「**、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」を「**「**100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」に改める。

別表中「373,000」を「374,000」に、「421,000」を「422,000」に、「471,000」を「472,000」に、「532,000」を「533,000」に改める。

第2条 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「**「**100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を「**「**100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

## (第1条) 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																				
<p>第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第10条・第11条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="282 1070 788 1326"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>373,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>421,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>471,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>532,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	<u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	3	<u>471,000</u>	4	<u>532,000</u>	<p>第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第10条・第11条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1178 1070 1684 1326"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>374,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>533,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	<u>374,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>
号給	給料月額(円)																				
1	<u>373,000</u>																				
2	<u>421,000</u>																				
3	<u>471,000</u>																				
4	<u>532,000</u>																				
号給	給料月額(円)																				
1	<u>374,000</u>																				
2	<u>422,000</u>																				
3	<u>472,000</u>																				
4	<u>533,000</u>																				

## (第2条) 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。</p> <p>以下 略</p>

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の  
一部を改正する条例（案）要旨

## 1 改正の趣旨

人事院勧告に基づく一般職の任期付職員の給与改定に伴う改正

## 2 改正の内容

（第1条）

(1) 人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料表を改定するもの。

（別表関係）

（第1条及び第2条）

(2) 人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の期別支給割合について改正するもの（年間0.05月分引上げ）。平成31年度以降においては、6月期と12月期の支給月数が均等になるよう配分。（第9条関係）

区分	6月期	12月期	年間
現行	1.650月	1.650月	3.30月
改正後 （第1条）	1.650月	<u>1.700月</u>	<u>3.35月</u>
改正後 （第2条）	<u>1.675月</u>	<u>1.675月</u>	3.35月

3 施行日 （第1条）公布の日 （適用日：平成30年4月1日）

（第2条）平成31年4月1日